

(案)

札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領

札幌市アスベスト問題対策会議

平成 29 年 3 月
(最終改定 令和 年 月)

目次

1	これまでの経緯・要領制定の目的	1
2	定義	2
	(1) 石綿及びアスベストについて	
	(2) 点検対象となる石綿含有建材	
	ア 吹付け石綿等（レベル1建材）	
	イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材（レベル2建材）	
	(ア) 保温材	
	(イ) 耐火被覆材	
	(ウ) 断熱材	
	ウ 煙突用石綿含有ライナー材（レベル3建材）	
	(3) 点検対象となる施設	
	ア 吹付け石綿等	
	イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用石綿含有ライナー材	
	(4) 点検対象施設内における石綿含有該当箇所の使用頻度	
	ア 吹付け石綿等、石綿含有保温材、耐火被覆材及び屋根用折板断熱材	
	(ア) 使用頻度が高い	
	(イ) 使用頻度が低い	
	(ウ) 不使用	
	イ 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）	
	(ア) 使用頻度が高い	
	(イ) 使用頻度が低い	
	(ウ) 不使用	
	(5) 専門家	
	(6) 工法	
	ア 除去工法	
	イ 囲い込み工法	
	ウ 封じ込め工法	
	(7) 繊維数濃度	
	ア 総繊維数濃度	
	イ 石綿繊維数濃度	
	(8) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳	
	(9) アスベスト管理台帳システム	
3	点検方法等フロー	5
4	点検	5
	(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材	
	ア 点検頻度及び点検実施者	
	イ 調査手順	
	ウ 損傷、劣化の判断基準	
	(ア) 未措置（露出）	
	(イ) 措置済み	
	a 囲い込み	
	b 封じ込め	

- (2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材
 - ア 点検頻度及び点検実施者
 - イ 調査手順
 - ウ 損傷、劣化の判断基準
 - (ア) 未措置（露出）
 - (イ) 措置済み
 - a 囲い込み
 - b 封じ込め
- (3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）
 - ア 点検頻度及び点検実施者
 - イ 調査手順
 - ウ 損傷、劣化の判断基準
 - (ア) 未措置（露出）
 - (イ) 措置済み
 - a 囲い込み
 - b 封じ込め

5 改修等の措置・・ 9

- (1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材
 - ア 未措置（露出）
 - イ 措置済み
 - (ア) 囲い込み
 - (イ) 封じ込め
- (2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材
 - ア 未措置（露出）
 - イ 措置済み
 - (ア) 囲い込み
 - (イ) 封じ込め
- (3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）
 - ア 未措置（露出）
 - (ア) 著しい損傷
 - (イ) 著しい劣化
 - a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合
 - b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合
 - (ウ) 劣化
 - a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合
 - b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合
 - (エ) 一部劣化
 - (オ) 通常
 - イ 措置済み
 - (ア) 囲い込み
 - (イ) 封じ込め

6	点検結果の記録、保存及び報告	13
(1)	記録	
(2)	保存	
(3)	報告	
7	結果の取りまとめ	13
8	備考等	13
(1)	省令等による点検について	
(2)	本要領の見直しについて	
9	参考資料	14
10	問い合わせ先	14
(1)	要領や調査内容、大気・室内環境濃度測定等に関すること	
(2)	石綿含有建材、石綿除去工事に関すること	
(3)	点検実施者の安全確保、石綿障害予防規則による届出等に関すること	
11	添付資料	14
(1)	別添1) 各石綿含有建材における点検フロー	
ア	1-1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材点検フロー	
イ	1-2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材点検フロー	
ウ	1-3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）点検フロー	
エ	1-4) 囲小窓及び表仕込めの石綿含有建材点検フロー	
(2)	別添2) 点検頻度及び点検実施時期	
(3)	別添3) 損傷、劣化状態の確認方法等について	
(4)	別添4) 石綿含有確認のための定性分析について	
(5)	別添5) 石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気濃度測定について	
(6)	別添6) アスベスト管理台帳システムの利用上の注意点	
(7)	別添7) 帳簿様式記載例	
ア	7-1) 調査表《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》	
イ	7-2) 調査表《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》	
ウ	7-3) 点検結果《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》	
オ	7-4) 点検結果《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》	
カ	7-5) 施設分類	
キ	7-6) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（吹付け石綿等）	
ク	7-7) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材・屋根用折板石綿断熱材）	
ケ	7-8) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む））	
(8)	別添8) 参考資料	

本文の改正 内容確定後 に修正予定

1 これまでの経緯・要領制定の目的

平成 17 年に、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 39 号）（以下「特化則」という。）から石綿に係る部分のみ独立する形で、石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）が制定された。これにより、事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、除去等の措置を行うことが義務付けられた。また、特化則から定められていた建築物の解体時の事前調査等を引き続き実施するとともに、設計図書で判断できない場合の分析による調査や、作業計画の作成等が新たに義務付けられた。

また、平成 17 年 6 月に大きな社会問題となったクボタショックを契機として、平成 18 年に大気汚染防止法及び建築基準法が改正され、吹付け石綿等に対する解体時の飛散防止措置や増改築時の除去を義務付けるなど、必要な対策がなされてきた。

このような法令改正等に伴い、本市では、部局間でアスベスト問題に係る情報の交換を行い、その対策を総合的に推進するため、平成 17 年度に「札幌市アスベスト問題対策連絡会議」を設置し、さらに平成 18 年度には、施設毎に石綿の使用状況及び点検実績等を記録する「札幌市市有施設アスベスト管理台帳」を作成し、アスベスト対策の推進を図ってきているところである。

その後、平成 26 年の石綿障害予防規則の改正（平成 26 年 6 月 1 日厚生労働省令第 50 号）により、事業者は、吹付け石綿等だけではなく、その労働者を就業させる建築物に張り付けられた保温材や耐火被覆材、断熱材で石綿を含有しているもの（以下「石綿含有保温材等」という。）が損傷や劣化により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じることとされた。

これを受けて、文部科学省から関係機関に対して「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）について」（平成 26 年 7 月 14 日付け 26 文科施第 197 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）の調査依頼があった。また、平成 28 年 5 月 13 日付け総務省行政評価局からの「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－〈結果に基づく勧告〉」においては、石綿による健康被害を防止する観点から、建築物の解体時等や災害時における石綿の飛散・ばく露防止対策の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置を行うよう総務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省に勧告があった。

一方、本市では平成 28 年度に、区民センター等複数の市有施設において、煙突点検口から石綿含有断熱材等の落下物を確認したため、同様の事例確認及びアスベスト飛散防止を目的に、全庁的に全市有施設における煙突の緊急点検を実施した。その結果石綿含有断熱材等の落下物が確認された施設については、施設周囲への石綿飛散のおそれからボイラーを停止するとともに、当該年度中に煙突内石綿断熱材等の除去、囲い込みや封じ込め等の措置を検討するなど、緊急で改修を行うこととなった。ボイラー停止中の期間は、一時的に一部の学校で温かい給食の提供ができず、また一部の施設では暖房が利用できなくなるなど、市民に対して大きな影響を及ぼした。

このような事態の未然防止に向けて、本市では平成29年3月に「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」（以下「要領」という。）を作成し、全市有施設において吹付け石綿等だけではなく石綿含有保温材等についても、損傷、劣化状態に応じた改修等も含めて適切に維持管理するための、点検ルール等を定めた。

石綿は非常に危険なものであることから、維持管理を適正に行わずに、大気中に飛散させてしまった場合は、健康への大きな影響が懸念される。市民の安全を確保し、安心して生活できるよう、各施設の管理者は要領に従い、石綿含有建材を適正に維持管理するよう努めなければならない。

2 定義

(1) 石綿及びアスベストについて

要領では「石綿」と「アスベスト」を同じ意味で用いる。

単独で使用する場合は「石綿」とし、「アスベスト実態調査」や「アスベスト対策」など、これまでに慣用的に使用されている語句は「石綿」に統一することはせず、接頭辞等で「アスベスト」を使用する。

(2) 点検対象となる石綿含有建材

要領における点検対象となる石綿含有建材については、総務省が実施するアスベストの使用状況及び除去状況に関する調査において対象となっている建材である次のア及びイに加えて、ウも対象とする。

ウを除く石綿スレートやビニールタイル等のアスベスト成形板等及び石綿含有仕上塗材（レベル3建材）については要領の対象外とする。

ア 吹付け石綿等（レベル1建材）

吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、石綿含有吹付けバーミキュライト及び石綿含有吹付けパーライト

イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材（レベル2建材）

(ア) 保温材

石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材及び石綿含有パーライト保温材

(イ) 耐火被覆材

石綿含有耐火被覆板及び石綿含有けい酸カルシウム板第二種

(ウ) 断熱材

煙突用石綿断熱材及び屋根用折板石綿断熱材

ウ 煙突用石綿含有ライナー材（レベル3建材）

(3) 点検対象となる施設

次のア及びイに該当する市有施設全てを対象とする。なお、点検対象となる石綿含有建材を除去するまでの間は、点検を行うこととする。

ア 吹付け石綿等

平成8年度以前に竣工し、0.1重量%を超える石綿を含有する吹付け材を使用している施設

イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用石綿含有ライナー材

平成8年度以前に竣工し、0.1重量%を超える石綿を含有する保温材、断熱材及び煙突用石綿含有ライナー材を使用している施設並びに平成17年度頃までに完成し、0.1重量%を超える石綿を含有する耐火被覆材を使用している施設

(4) 施設の使用頻度

ア 吹付け石綿等、石綿含有保温材、耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材

吹付け石綿等、石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材がある施設の使用頻度の定義については、次の(ア)、(イ)及び(ウ)のとおりとする。

(ア) 使用頻度が高い

事務室、教室、図書室、会議室、廊下、給湯室等、人の出入りが多く常時使用する場所をいう。

(イ) 使用頻度が低い

倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等、人の出入りが少ない場所をいう。ただし、常駐者がいる場合は、「使用頻度が高い」に含まれることとする。

(ウ) 不使用

通常は誰も立入らない、又は使用していない場所をいう。

イ 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）

煙突用石綿断熱材がある煙突の使用頻度の定義については、次の(ア)、(イ)及び(ウ)のとおりとする。

(ア) 使用頻度が高い

1年のうち、使用している期間が6か月以上である煙突をいう。

(イ) 使用頻度が低い

1年のうち、使用している期間が6か月未満である煙突をいう。

(ウ) 不使用

使用していない煙突をいう。

(5) 専門家

次に示す①～②の資格のうちいずれかに該当する、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者をいう。

- ① 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年10月23日告示、令和2年7月1日一部改正）により厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者（一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含み、店舗併用住宅は含まれない。）の住戸の内部（住戸の専有部分を指し、内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）は含まれない。）のみを点検の対象とする場合は一戸建て等建築物石綿含有建材調査者を含む。）
- ② 日本アスベスト調査診断協会に登録された者

(6) 工法

ア 除去工法

既存の石綿含有建材を下地から取り除く工法のことをいう。

イ 囲い込み工法

既存の石綿含有建材はそのまま残し、これらが使用空間に露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって密閉し、粉じんの飛散防止、損傷防止等を図る工法のことをいう。なお、天井材等で石綿含有建材が隠蔽されている場合であっても、囲い込み材や躯体に開口部（通常の使用時において隙間なく閉じることができる点検口等を除く）や隙間があり、石綿含有建材が施工されている空間から使用空間への空気の移動がある場合は囲い込み済とせず、未措置（露出）とすること。

ウ 封じ込め工法

既存の石綿含有建材をそのまま残し、石綿含有建材への薬液の含浸又は造膜材の散布等を施すことにより、石綿含有建材の表層部又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して粉じんが使用空間内へ飛散しないようにする工法のことをいう。

(7) 繊維数濃度

大気中又は室内環境における繊維数濃度の定義については、次のア及びイのとおりとする。

ア 総繊維数濃度

「アスベストモニタリングマニュアル」（第4.2版）（令和4年3月環境省水・大気環境局大気環境課）に記載された位相差顕微鏡法により測定された総繊維数濃度のことをいう。

イ 石綿繊維数濃度

「アスベストモニタリングマニュアル」（第4.2版）（令和4年3月環境省水・大気環境局大気環境課）に記載された電子顕微鏡法又は環境管理担当部長が適当と認める方法により測定された石綿繊維数濃度のことをいう。

(8) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳

各施設における石綿含有建材の使用状況や管理者が点検等を行った結果について、各局区庶務担当課を介して環境局環境対策課で取りまとめ、管理している台帳をいう。

(9) アスベスト管理台帳システム

札幌市市有施設アスベスト管理台帳を整備するため、石綿含有建材に係る調査結果や点検結果等の閲覧・登録・出力を行うデータベースシステムをいう。

3 点検方法等フロー

石綿含有の調査、損傷、劣化状態の確認、大気・室内環境濃度測定及びボイラーの稼働や停止に係る点検方法等のフロー図は別添1のとおりとする。

(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材

ア 点検頻度及び点検実施者

別添2のとおりとする。

イ 調査手順

札幌市市有施設アスベスト管理台帳に記載されている施設に関して、対象建材の損傷、劣化状態を確認する。損傷、劣化状態の確認方法については、別添3「損傷、劣化状態の確認方法等について」のとおりとする。また、施設の使用状況等から、管理者の判断により必要に応じて室内環境濃度測定を行う。なお、測定方法については、別添8の参考8を参考にすること。

ウ 損傷、劣化の判断基準

損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、施設を所管する職員又は施設を管理する職員（以下「施設職員」という。）が点検を行う際に、判断が難しい場合は都市局建築保全課へ相談すること。

また、室内環境濃度測定を行い、総繊維数濃度が1本/Lを超えた結果を確認した場合は直ちに環境局環境対策課へ連絡し、その後の対応について協議すること。

(ア) 未措置（露出）

損傷、劣化状態	I	II	III
	著しい損傷、劣化	部分的な損傷、劣化	通常
定義	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の全面にわたって表面が荒れ、剥離している。	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が部分的に荒れ、一部剥離している。	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。
判断例 (吹付けバーミキュライト(ひる石))	 <p>大きく剥離が発生し、剥離部分以外にも亀裂等が見られる場合や、複数面にわたり多数の損傷の痕がある、深層までの傷がある、繊維の垂れ下がりが見える、擦過傷の面積が大きい場合など</p>	 <p>表面の一部に剥離が発生している場合や、局部的に変質し劣化が見られる場合、柱、梁で囲まれた天井や壁面の2面以上に人為的な多数の損傷が存在する場合など</p>	 <p>剥離や劣化が見られない場合や、人為的な傷やへこみが局所的には少数あるが全体として表面劣化が見られない場合</p>

※ 室内環境濃度測定の結果、石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた場合については、目視による損傷、劣化範囲等を踏まえ、建材の劣化によるものと判断したときにはI又はIIに分類すること。

(イ) 措置済み

a 囲い込み

損傷、劣化状態		定義
囲-I	損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。
囲-II	通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。

※ 囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は未措置（露出）として損傷、劣化の判断を行うこと。

b 封じ込め

損傷、劣化状態		定義
封-I	損傷	封じ込め時よりも吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材が劣化し、損傷している。
封-II	通常	封じ込め時と同じ状態である。

(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材

ア 点検頻度及び点検実施者

別添2のとおりとする。

イ 調査手順

石綿含有の調査及び損傷、劣化状態の確認は次の(ア)及び(イ)の手順で行うこととする。

(ア) 図面や工事の記録等から石綿含有建材の有無を確認する。

(イ) 対象建材の損傷、劣化状態について確認する。損傷、劣化状態の確認方法については、別添3「損傷、劣化状態の確認方法等について」のとおりとする。また、施設の使用状況等から、管理者の判断により必要に応じて室内環境における繊維数濃度の測定を行う。なお、測定方法については、別添8の参考8を参考にすること。

石綿含有建材の有無について不明の場合は、建材の損傷、劣化状態について確認後、別添4のとおり0.1重量%を超える石綿を含有しているかどうかについての定性分析（以下「定性分析」という。）を行うこと。なお、定性分析により結果が判明するまでは、石綿を含有するものとして取り扱う。

ウ 損傷、劣化の判断基準

損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、施設職員が点検を行う際に、判断が難しい場合は都市局建築保全課へ相談すること。

(ア) 未措置（露出）

損傷、劣化状態	I	II	III
	著しい損傷、劣化	部分的な損傷、劣化	通常
定義	石綿含有保温材の保護材が剥離し、露出した石綿含有保温材の繊維のくずれ等が見られる。又は石綿含有耐火被覆材の表面が全体的に荒れ、剥離している。	石綿含有保温材の保護材が部分的に剥離しているが石綿含有保温材は損傷、劣化していない。又は石綿含有耐火被覆材の表面が部分的に荒れている。	石綿含有保温材の保護材及び石綿含有耐火被覆材が安定しており、劣化も進んでいない。
判断例 (保温材)	 保護材が剥離して、露出した保温材に劣化が見られる場合など	 保護材は劣化しているものの保温材は覆われている状態や、保温材が露出しているものの劣化が見られない場合など	 保温材の保護材に破損等がなく、保温材が露出していない場合
判断例 (耐火被覆材)	 大きく剥離している場合や、全面に損傷やひび割れがある場合など	 部分的な剥離、毛羽立ちや局所のひび割れ・破損がある場合など	 物理的損傷や劣化が見られない場合

※ 室内環境濃度測定の結果、石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた場合については、目視による損傷、劣化範囲等を踏まえ、建材の劣化によるものと判断したときにはI又はIIに分類すること。

(イ) 措置済み

a 囲い込み

損傷、劣化状態	定義
囲-I 損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。
囲-II 通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。

※ 囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は未措置（露出）として損傷、劣化の判断を行うこと。

b 封じ込め

損傷、劣化状態		定義
封-I	損傷	封じ込め時よりも石綿含有保温材又は石綿含有耐火被覆材が劣化し、損傷している。
封-II	通常	封じ込め時と同じ状態である。

(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）

ア 点検頻度及び点検実施者

別添2のとおりとする。

なお、点検頻度については点検を実施した専門家の意見を踏まえた上で、必要に応じて点検回数を増やす等の対応を行う。

イ 調査手順

石綿含有の調査及び損傷、劣化状態の確認は次の(ア)及び(イ)の手順で行うこととする。

(ア) 図面や工事の記録等から石綿含有建材の有無を確認する。

(イ) 対象建材の損傷、劣化状態について確認する。損傷、劣化状態の確認方法については、別添3「損傷、劣化状態の確認方法等について」のとおりとする。また、(ア)の手順により石綿含有建材の有無が判明しない場合は、別添4のとおり定性分析を行い、石綿含有建材の有無を判明させた上で、石綿含有建材があるものについて、対象建材の損傷、劣化状態について確認する。なお、定性分析により結果が判明するまでは、石綿を含有するものとして取り扱うが、定性分析の結果、石綿含有建材ではなかった場合は、要領に沿った点検は行わずに、通常の維持管理を行うものとする。

ウ 損傷、劣化の判断基準

損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、囲い込みを行った施設についての点検を施設職員が行う際に、判断が難しい場合には都市局建築保全課へ相談すること。

(ア) 未措置（露出）

損傷、劣化状態		断熱材の剥落	定義
I	著しい損傷	あり	断熱材やライナー材が著しく損傷しており、ボイラーの稼働に支障をきたしている。
II	著しい劣化	一部あり	断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、劣化が著しい。
III	劣化	一部あり/なし	断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、多少劣化している。又は、剥落をはっきりとは確認できないものの、全体的に劣化している。
IV	一部劣化	なし	断熱材やライナー材の剥落が認められないものの、一部劣化している。
V	通常	なし	断熱材やライナー材の剥落がなく、劣化が認められない。

(イ) 措置済み

a 囲い込み

損傷、劣化状態		定義
囲-I	損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。
囲-II	通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。

※ 囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は未措置（露出）として損傷、劣化の判断を行うこと。

b 封じ込め

損傷、劣化状態		定義
封-I	損傷	封じ込め時よりも断熱材やライナー材が劣化し、損傷している。
封-II	通常	封じ込め時と同じ状態である。

5 改修等の措置

(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材

ア 未措置（露出）

4 (1) ウ(ア)の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す「除去」、「囲い込み」又は「封じ込め」等（以下「除去等」という。）の改修等の措置を行うものとする。

損傷、劣化状態		改修等の措置
I	著しい損傷、劣化	早急に除去等 [※] の改修を行う。
II	部分的な損傷、劣化	補修を行い、維持管理を行う。また、優先的に除去等 [※] の改修を行う。
III	通常	維持管理を行う。

※ 「囲い込み」及び「封じ込め」を行おうとする場合は、環境局環境対策課及び都市局建築保全課と事前に協議することとする。

イ 措置済み

(ア) 囲い込み

4 (1) ウ(イ) a の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。

損傷、劣化状態		改修等の措置
囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。
囲-II	通常	維持管理を行う。

※ 囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は未措置（露出）として損傷、劣化の判断を行うこと。

(イ) 封じ込め

4 (1) ウ (イ) b の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。

損傷、劣化状態		改修等の措置
封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。
封-II	通常	維持管理を行う。

※ 十分な付着強度があり、再施工時及び再施工後に剥落のおそれがない場合に限る。

(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材

ア 未措置（露出）

4 (2) ウ (ア) の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す除去等の改修等の措置を行うものとする。

損傷、劣化状態		改修等の措置
I	著しい損傷、劣化	早急に除去等 [*] の改修を行う。
II	部分的な損傷、劣化	補修を行い、維持管理を行う。また、今後の計画的な除去等 [*] の改修を行う。
III	通常	維持管理を行う。

※ 「囲い込み」及び「封じ込め」を行おうとする場合は、環境局環境対策課及び都市局建築保全課と事前に協議することとする。

イ 措置済み

(ア) 囲い込み

4 (2) ウ (イ) a の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。

損傷、劣化状態		改修等の措置
囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。
囲-II	通常	維持管理を行う。

※ 囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は未措置（露出）として損傷、劣化の判断を行うこと。

(イ) 封じ込め

4 (2) ウ (イ) b の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。

損傷、劣化状態		改修等の措置
封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。
封-II	通常	維持管理を行う。

※ 十分な付着強度があり、再施工時及び再施工後に剥落のおそれがない場合に限る。

(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）

ア 未措置（露出）

4 (3) ウ(ア)の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。詳細については次の(ア)から(カ)に記載する。

損傷、劣化状態		大気測定	改修等の措置※
I	著しい損傷	（ボイラー停止後に実施）	直ちにボイラーを停止し、環境局環境対策課へ連絡。囲い込みを行った上で、早急に除去を行うよう検討する。
II	著しい劣化	1本/L超	環境局環境対策課と協議の上、決定すること。
		1本/L以下	優先的に除去等※の改修を行う。
III	劣化	1本/L超	環境局環境対策課と協議の上、決定すること。
		1本/L以下	維持管理を行う。また、計画的な除去等※の改修を行う。
IV	一部劣化	—	維持管理を行う。また、計画的な除去等※の改修を検討する。
V	通常	—	維持管理を行う。

※ 「囲い込み」及び「封じ込め」を行おうとする場合は、環境局環境対策課及び都市局建築保全課と事前に協議することとする。

(ア) 著しい損傷

施設の管理者は原則直ちにボイラーを停止し、環境局環境対策課に連絡する。また、煙突の囲い込みを行うとともに、早急に石綿含有断熱材の除去を行うよう検討する。ボイラー停止後は別添5「石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気濃度測定について」に従い、煙突周辺の大気中における濃度測定を行うこととする。なお、煙突の囲い込みについて、早急な対応が難しい場合は、囲い込みをするまで月1回以上の点検により、損傷、劣化状態の確認を行う。

(イ) 著しい劣化

別添5「石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気濃度測定について」に従い、煙突周辺の大気中における濃度測定を行うこととする。また、その測定結果により次のa又はbの対応を取る。

a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合

環境局環境対策課と協議の上、測定結果等の状況に応じて次の(a)から(d)の対応を取り、その後の除去等の改修については施設の管理者が総合的に判断する。詳細は別添1-3のとおりとする。なお、早急な改修が必要となった場合は、(ア)と同様に措置を行うものとする。

- (a) 大気濃度測定
- (b) 電子顕微鏡での再分析
- (c) ボイラー停止
- (d) ボイラー停止中の大気濃度測定
- b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合
 - 年に2回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認するとともに、優先的に除去等の改修を行う。
- (ウ) 劣化
 - 別添5「石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気濃度測定について」に従い、煙突周辺の大気中における濃度測定を行うこととする。また、その測定結果により次のa又はbの対応を取る。
 - a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合
 - (イ) aと同様に措置を行うものとする。
 - b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合
 - 年に1回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認するとともに、今後計画的に除去等の改修を行うことを検討する。
- (エ) 一部劣化
 - 年に1回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認するとともに今後計画的に除去等の改修を行うことを検討する。
- (オ) 通常
 - 年に1回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認する。

イ 措置済み

(ア) 囲い込み

4(3)ウ(イ)aの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。

損傷、劣化状態		改修等の措置
囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。
囲-II	通常	維持管理を行う。

(イ) 封じ込め

4(3)ウ(イ)bの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。

損傷、劣化状態		改修等の措置
封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工*等の改修を行う。
封-II	通常	維持管理を行う。

※ 十分な付着強度があり、再施工時及び再施工後に剥落のおそれがない場合に限る。

6 未把握建材（アスベスト管理台帳に未登録の建材）を発見した場合

建材の点検等の際し、石綿が含有している、又は含有が疑われる吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用ライナー材を発見した場合には、速やかに環境局環境対策課（211-2882）まで連絡すること。

環境対策課は、状況に応じて、必要な対応を協議、案内する。

なお、状況把握のため、写真や建築図面等の提供を求めることがあるので、可能な範囲で、石綿ばく露や飛散に注意しながらの写真撮影や、建築図面の精査等を行っておくことが望ましい。

※祝祭日及び夜間で、環境対策課に直接電話がつかない場合には、総務局行政部総務課防災センター(011-211-3282)まで連絡すること（大気汚染、粉じんに係る案件として、環境対策課大気騒音係長につなぐようお申し出ください）。

7 みなし建材（未分析の建材）の取り扱い

吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用ライナー材は、分析等により石綿の不含有が確認されていない場合は、石綿を含むものと「みなし」で取り扱う（みなし建材）。

8 石綿含有建材の登録、点検及び分析・調査結果の記録、保存及び報告

(1) 石綿含有建材のアスベスト管理台帳への登録

未把握建材（石綿含有が疑われるみなし建材を含む）を新たに発見した場合は、アスベスト管理台帳に登録すること。

なお、登録作業は下記(2)とともに例年4月中に入力ができる。

(2) 記録

施設の管理者は、点検結果及び定性分析や専門家による調査結果（以下「定性分析等」という。）について、アスベスト管理台帳システムに入力することにより記録する。定性分析等の結果については、非含有であっても記録する。なお、アスベスト管理台帳システムへの入力等の方法については、「アスベスト管理台帳システムの利用上の注意点」（別添6）に従うものとする。また、アスベスト管理台帳システムで出力可能な帳票様式及び記載例は別添7のとおり。

(3) 保存

施設の管理者は、対象とする石綿含有建材を除去し、また解体した後も、(1)及び(2)の記録について40年間保管すること。

(4) 報告

施設の管理者は、(1)及び(2)でのアスベスト管理台帳システムへの入力状況を各局区庶務担当課に報告する。各局区庶務担当課は局区内のアスベスト管理台帳システムへの入力状況の取りまとめを行い、毎年4月末日までに環境局環境対策課に各局区が所管する全ての点検対象施設の入力が完了したことを報告する。なお、報告する点検結果については、前年度に点検した結果とする。

9 結果の取りまとめ

環境局環境対策課は、各局区庶務担当課からアスベスト管理台帳システムを介して報告を受けた結果を取りまとめ、札幌市アスベスト問題対策会議で取りまとめ結果の報告を行う。

10 備考等

(1) 省庁等による点検について

各施設を所管する省庁の通知等により点検、調査依頼があった場合は原則その都度関係部局において点検、調査を行うこととするが、調査内容が要領と同一の場合はこの限りではない。なお、調査内容が要領と異なる場合は、都度関係部局と環境局環境対策課で協議の上、対応を検討する。

(2) 要領の見直しについて

要領の内容については、(1)における省庁等による点検対象等の変更のほか、年1回点検結果の取りまとめ時に施設の管理者から意見があった場合は、当該意見を考慮し、必要に応じて要領の改正について検討する。なお、要領を改正する際は、札幌市アスベスト問題対策会議において審議し、承認を得ることとする。

11 問い合わせ先

(1) 要領や調査内容、大気・室内環境濃度測定等に関すること

環境局環境都市推進部環境対策課 011-211-2882

(2) 石綿含有建材、石綿除去工事に関すること

都市局建築部建築保全課 011-211-2811

(3) 点検実施者の安全確保、石綿障害予防規則による届出等に関すること

札幌中央労働基準監督署 011-737-1192

(中央区・北区・南区・西区・手稲区)

札幌東労働基準監督署 011-894-2816

(東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区)

12 添付資料

別添1) 各石綿含有建材における点検フロー

- 1-1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材点検フロー
- 1-2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材点検フロー
- 1-3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）点検フロー
- 1-4) 囲い込み・封じ込めの石綿含有建材点検フロー

別添2) 点検頻度及び点検実施者

別添3) 損傷、劣化状態の確認方法等について

別添4) 石綿含有確認のための定性分析について

別添5) 石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気濃度測定について

別添6) アスベスト管理台帳システムの利用上の注意点

別添7) 帳票様式・記載例

- 7-1) 調査表《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》
- 7-2) 調査表《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》
- 7-3) 点検結果《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》
- 7-4) 点検結果《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》
- 7-5) 施設分類
- 7-6) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（吹付け石綿等）
- 7-7) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材・屋根用折板石綿断熱材）
- 7-8) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む））

別添8) 参考資料

- 参考1) 市有施設における保温材、耐火被覆材、断熱材の使用箇所例
- 参考2) 各省庁所管施設一覧
- 参考3) 調査を適切に実施するために必要な知識を有する者
- 参考4) 建材の種類による確認
- 参考5) 石綿含有建材の製造時期による確認
- 参考6) 分析調査を適切に実施するために必要な知識及び技能を有する者
- 参考7) 石綿含有確認のための定性分析
- 参考8) 室内環境濃度の測定
- 参考9) 工法
- 参考10) 関係法令等（関係分抜粋）
- 参考11) 石綿に係る規制等変遷

損傷、劣化状態の確認方法等について

1 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材

(1) 確認方法

吹付け石綿等の吹付け材及び屋根用折板石綿断熱材を使用している箇所について目視点検を行う。

(2) 点検に際しての注意事項等

ア 目視点検を行う際は、原則呼吸用保護具及び作業衣を着用することとし、吹付け材や屋根用折板断熱材には決して触れないこと。呼吸用保護具は粒子捕集効率95.0%以上とする。なお、吹付け材等の剥落等により石綿が多量に飛散しているおそれがある場合には、粒子捕集効率99.9%以上とすること。

イ 囲い込み材及び封じ込め状況を点検する際には、周囲に石綿を飛散させることのないように慎重に確認するものとする。

ウ 囲い込み済みと整理している箇所については、囲い込み材の損傷、劣化状態を確認するほか、石綿含有建材が板状材料等で完全に覆うことによって密閉されている（囲い込み材や躯体に開口部^{*}や隙間がない）ことを確認するものとする。

※ 通常の使用時において隙間なく閉じることができる点検口等を除く

2 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材

(1) 確認方法

石綿を含有する保温材及び耐火被覆材を使用している箇所について目視点検を行う。

(2) 点検に際しての注意事項等

ア 目視点検を行う際は、原則呼吸用保護具及び作業衣を着用することとし、石綿を含有する保温材及び耐火被覆材には触れないこと。呼吸用保護具は粒子捕集効率95.0%以上とする。なお、保温材等の著しい劣化等により石綿が多量に飛散しているおそれがある場合には、粒子捕集効率99.9%以上とすること。

イ 石綿を含有する保温材の保護材、囲い込み材及び封じ込め状況を点検する際には、周囲に石綿を飛散させることのないように慎重に確認するものとする。

ウ 囲い込み済みと整理している箇所については、囲い込み材の損傷、劣化状態を確認するほか、石綿含有建材が板状材料等で完全に覆うことによって密閉されている（囲い込み材や躯体に開口部^{*}や隙間がない）ことを確認するものとする。

※ 通常の使用時において隙間なく閉じることができる点検口等を除く

3 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）

(1) 囲い込みをしていない煙突

ア 確認方法

煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）の確認は、次の(ア)又は(イ)にて行う。ただし、煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）全体の損傷、劣化状況の詳細な把握が必要であることから、過年度の調査も含め

て少なくとも1回は(イ)に記載するファイバースコープ等を使用した煙道全体の調査を行うものとする。

- (ア) 煙突上部（排出口）及び煙突下部（灰出し口等）から、それぞれデジタルカメラ等による、損傷、劣化状況についての確認を行う。また、点検口については剥落物等の有無についても確認を行う。
- (イ) 煙突上部（排出口）からファイバースコープ等を使用した煙道全体の、損傷、劣化状況についての確認を行う。

イ 点検に際する注意事項等

- (ア) 点検は、ボイラー等の使用を停止した状態で行うなど、安全面を考慮した上で行うこと。
- (イ) 下部点検口において剥落物等を確認する際には、状況に応じて労働者のばく露防止措置や環境中への飛散防止措置を取るなど、剥落物等が飛散しないように慎重に確認するよう、建築物石綿含有建材調査者等の専門家に指示するものとする。
- (ウ) 点検を行う際は、点検を行う者がばく露しないよう、呼吸用保護具及び保護衣（作業衣）を着用させることとし、また、定性分析による試料採取等を除き、周囲に石綿を飛散させることのないよう、断熱材には一切触れないよう指示すること。呼吸用保護具は粒子捕集効率95.0%以上とする。なお、断熱材の剥落等により石綿が多量に飛散しているおそれがある場合には、粒子捕集効率99.9%以上とすること。

(2) 囲い込み済みの煙突

ア 確認方法

煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）の囲い込み材について目視点検を行う。

イ 点検に際しての注意事項等

囲い込み材を点検する際には、囲い込み材自体を損傷させ、周囲に石綿を飛散させることのないように慎重に確認するものとする。高所作業となる場合には、安全帯の着用や適切な足場の設置など、安全面に留意すること。

また、囲い込み材の損傷、劣化状態を確認するほか、石綿含有建材が板状材料等で完全に覆うことによって密閉されている（囲い込み材や躯体に開口部^{*}や隙間がない）ことを確認するものとする。

※ 通常の使用時において隙間なく閉じることができる点検口等を除く

石綿含有確認のための定性分析について

1 分析方法について

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（2024年2月改正、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」（第2版）（令和4年3月、厚生労働省）に記載された方法に準拠して行う。

2 実施者

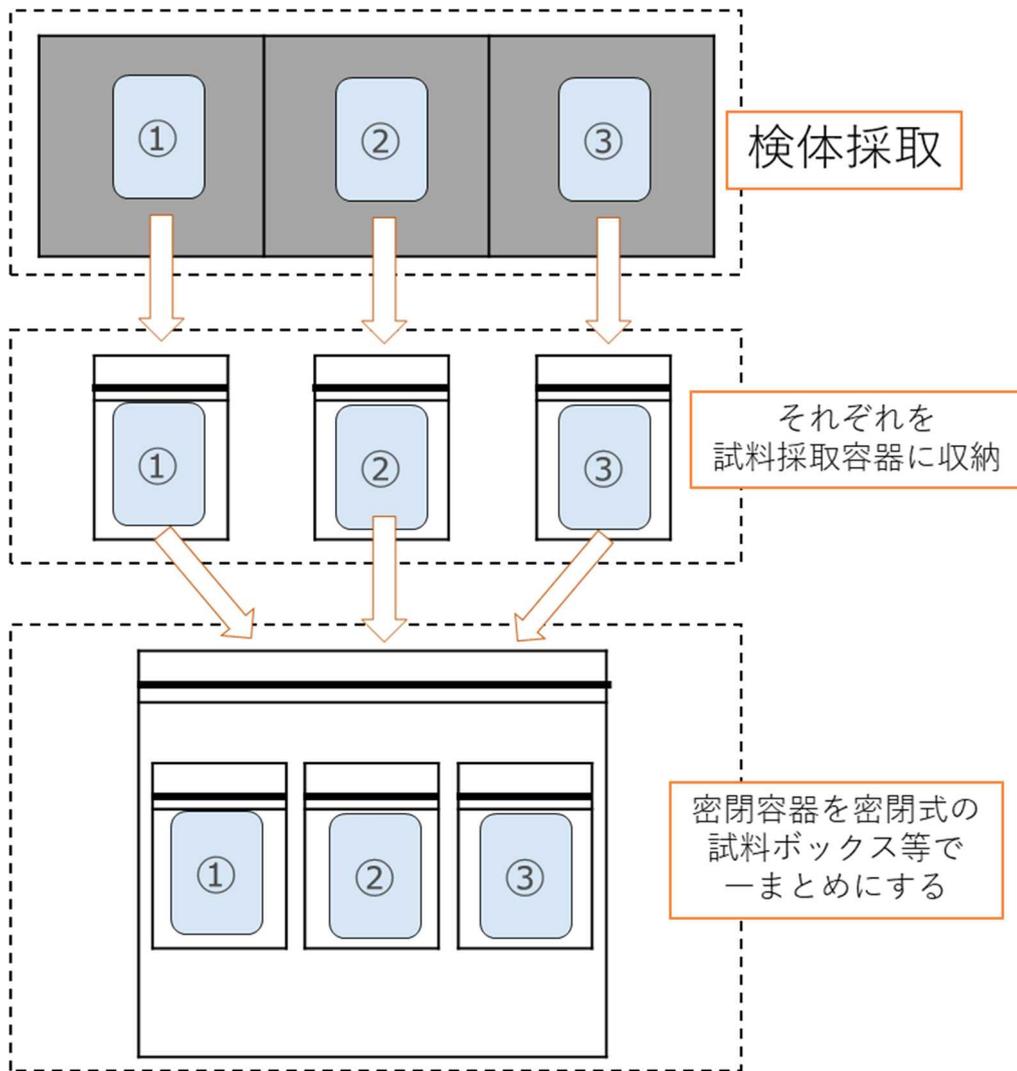
定性分析の実施にあたっては、試料の採取から分析まで専門の業者に委託すること。なお、分析に関しては、次に示す(1)～(5)に該当する、十分な経験及び必要な能力を有する者がいる分析機関に依頼することが望ましい。

- (1) 令和2年厚生労働省告示第277号で定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- (2) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（旧称：石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者（評価区分1及び2における合格認定認定技術者を含む）
- (3) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- (4) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- (5) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

3 業務委託時の試料採取における注意点

- (1) 採取者は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができるなど、石綿の試料採取に対する十分な知識を有すること。
- (2) 採取者は「一新石綿技術指针对応版－石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）に記載されたマスク、防護服等を着用するなど、粉じんを吸入しないようにすること。
- (3) 採取時には水又は飛散抑制剤にて湿潤化を行い、採取後には建築基準法第37条により認定された飛散防止剤を噴霧するなど、周囲に粉じんを飛散させないような措置を取ること。
- (4) 採取中は関係者以外の者が近くに寄れないような措置を取ること。
- (5) 採取容器は未使用品を使用するなど、他の試料等が混入しないようにすること。
- (6) 試料採取にあたっては、別図のように施工部位の3か所以上から採取し、それぞれを試料採取容器に密閉したうえで、密閉式試料ボックス等にまとめること。
- (7) 吹付け石綿等及び石綿含有保温材の試料採取においては下地まで貫通して採取、煙突用石綿断熱材の試料採取においては下地に接するまで採取すること。なお、ライナー材がある場合には、断熱材と分離して各々採取すること。

【別図：試料採取方法 イメージ】



石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気濃度測定について

1 測定方法について

大気濃度測定は、「アスベストモニタリングマニュアル」(第4.2版)(令和4年3月環境省水・大気環境局大気環境課)に記載された方法に準拠して行う。

2 試料採取箇所

試料採取箇所は、次の(1)及び(2)の計2地点を原則とする。原則主風向の風下で採取することとするが、現場の状況に応じて採取箇所を選定することが適当と考えられる。また、屋上における対象煙突からの距離については、煙突の高さや設置場所等を考慮して設定する。

なお、詳細な状況把握のためなど、採取箇所を増やすことを妨げるものではない。

(1) 対象煙突における屋上の1地点

(2) 煙突直下付近の地上1地点

3 試料採取時期

試料採取にあたっては、各施設における煙突の稼働状況や試料採取に際して周囲から影響を受ける可能性等、様々な要因に鑑みて個別に時期を定める。

4 試料採取条件

(1) 測定回数

測定回数は原則1箇所につき1回とする。ただし、総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合は、環境対策課と協議の上、その後の測定について決定することとする。

また、ボイラーを停止する事態となった場合に行う測定に関しても環境対策課と協議の上決定することとする。

(2) 吸引流量、採取時間及び採取量

フィルター(ろ紙径47mm、採じん面の径35mm)を用いて吸引速度10L/分で120分、計1200L採取する。

(3) 採取高さ

原則測定箇所地面から1.5m以上2.0m以内の高さに設定する。ただし、障害物等の影響が考えられる場合等、配慮すべき事情がある場合はこの限りではない。

(4) 天候

降雨や強風などの悪天候時には原則試料採取を実施しないこと。

5 分析方法

位相差顕微鏡法による総繊維数濃度の測定を原則とするが、総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合は、電子顕微鏡法で石綿繊維数濃度を確認する。

6 その他

大気濃度測定にあたっては、試料の採取から分析まですべて分析機関に行わせることが望ましい。

<参考資料>

【参考1】市有施設における保温材、耐火被覆材、断熱材の使用箇所例

保温材：熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト（配管）に使用
 耐火被覆材：下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用
 断熱材：ボイラー等の煙突用断熱材に使用

【参考2】各省庁所管施設一覧

各省庁	所管施設
総務省	地方公共団体所有施設（他省庁の所管に属さないもの）
文部科学省	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、屋外体育施設、体育館等
厚生労働省	児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、身体障がい者更生援護施設、母子福祉センター、病院等
国土交通省	公営住宅、改良住宅
農林水産省	卸売市場、揚排水機場等
環境省	廃棄物処理施設、ボイラー等設置施設 ※解体等作業時にはすべての施設で届出が必要

【参考3】調査を適切に実施するために必要な知識を有する者

石綿障害予防規則において、建築物等の事前調査（書面による調査及び目視による調査）については、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないとされた。これに準じて煙突用断熱材の点検については、1～2の者がいる調査機関に依頼するものとする。

なお、大気汚染防止法においても、事前調査について、石綿障害予防規則と同様に、調査を適切に行うために必要な知識を有する者に行わせることと定められている。

1 特定建築物石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく登録講習機関は下記サイトで確認することができる。（各調査者講習の修了者は各登録講習機関のサイトを参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/other/pamph/index_00002.html（厚生労働省ホームページ）

なお、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含み、店舗併用住宅は含まれない。）の住戸の内部（住戸の専有部分を指し、内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）は含まれない。）のみに係る点検については、一戸建て等石綿含有建材調査者がいる調査機関に依頼することができる。

2 日本アスベスト調査診断協会に登録された者

下記サイトで日本アスベスト調査診断協会に登録された者を確認することができる。

・一社) 日本アスベスト調査診断協会 <http://www.nada20090620.com/member/>

【参考4】 建材の種類による確認

施設の図面や仕様書等で、保温材等の建材の名称、メーカー名、型番、品番等を調査し、石綿含有建材データベース（国土交通省・経済産業省）で確認できる。

<http://www.asbestos-database.jp/>

【参考5】 石綿含有製品の製造時期による確認

労働安全衛生法により、平成18年9月1日から、石綿を含有する全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されていることから、それ以降に建設された施設は、石綿含有保温材等が使用されていないと考えられる。

主な保温材等において、石綿含有製品の製造期間は次のとおり。

1 保温材・耐火被覆材の石綿含有製品製造期間・商品名等一覧

一般名称		製造終了年	代表的な商品名
保温材	けいそう土保温材	S49	珪藻土保温材1号
	ケイ酸カルシウム保温材	S58	シリカライト
	バーミキュライト保温材	S62	バーミキュライト保温材
	パーライト保温材	S49	三井パーライト保温材
	石綿保温材	S54	カポサイト
耐火被覆材	石綿含有ケイ酸カルシウム板2種	H16	キャスライトL、H
	石綿含有耐火被覆材	S58	トムボード、リフライト

出典：石綿含有建材データベース web 版による（参考として抜粋）。

2 煙突用石綿断熱材の石綿含有製品商品名・製造期間等一覧

商品名	製造期間	含有率	種類
カポスタック	1964(S39)～1977(S52)	70～80	茶石綿
コンバインボード	1981(S56)～1991(H3)	10～30	茶石綿
ニューカポスタック (断熱層部+ライナー含有)	1977(S52)～1987(S62)	80～90	白石綿、茶石綿
ニューカポスタック (ライナーのみ含有)	1988(S63)～1991(H3)	20～30	白石綿
ハイスタック(角型)	1978(S53)～1990(H2)	4.3～8.4	茶石綿、白石綿
ハイスタック(丸型)	1978(S53)～1984(S59)	7	茶石綿

出典：国土交通省、経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」

※ 平成24年3月にパッキン等のシール材等を含むすべてのアスベスト製品の使用が禁止されている。

【参考6】 分析調査を適切に実施するために必要な知識及び技能を有する者

石綿障害予防規則において、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に行わせなければならないとされた。これに準じて1～5のい

れかの者がいる分析機関に依頼することが望ましいとした。

- 1 令和2年厚生労働省告示第277号で定める分析調査講習を受講し、修了審査に合格した者
- 2 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（旧称：石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者（評価区分1及び2における合格認定技術者を含む）
<http://www.jawe.or.jp/ishiwata/ishiwatabunseki.html>
- 3 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
https://www.jemca.or.jp/seminar/asbestos_tec/asbesto_skill_pass/
- 4 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
https://www.jemca.or.jp/analysis_top/asbestos_top/
- 5 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
https://www.jemca.or.jp/seminar/jemca_instructor/

なお、2の技術者がいる本市の登録業者については、平成30年度～平成32年度登録から「契約基本システム」にて確認することが可能となっている。

【参考7】石綿含有確認のための定性分析

石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析方法については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（2024年2月改正、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」（第2版）（令和4年3月、厚生労働省）において記載されている。

- 1 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html
- 2 「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」（第2版）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000919437.pdf>

【参考8】室内環境濃度の測定

「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について（通知）」（昭和63年2月1日環大規第26号、衛企第9号）において、「建築物内のアスベスト濃度測定については、環境大気のアスベストモニタリングマニュアルを参考にすること。」とされている。アスベストモニタリングマニュアルの最新版については、下記サイトで確認することができる。

http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu.html

また、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(2024年2月改正、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)においては、室内環境等低濃度レベルにおける測定を対象とした、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(平成30年9月、(一財)日本建築センター)の測定方法に対する記載があり、その主な条件は次のとおりとなっている。「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」については、下記サイトで確認することができる。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

1 測定位置

建築物の高さ 50～150cm の位置

2 フィルター直径

φ25mm 又は φ47mm

(1本/Lを超えた際、電子顕微鏡での再測定を行う可能性があるため、φ47mmでの測定が望ましい。)

3 吸引流量・時間

5 L/分×120分

4 顕微鏡

位相差顕微鏡(総繊維数濃度)

5 基準

周辺一般環境大気との比較(総繊維数濃度の測定結果が1本/Lを超えた場合は、直ちに環境対策課へ報告すること。)

【参考9】工法

1 除去工法

既存の特定建築材料(吹付け石綿等の石綿含有建材)を下地から取り除く工法である。石綿含有吹付け材及び保温材等に対して適用可能である。

(1) 長所

- ① 処理後の当該特定建築材料に関する維持保全が不要である。
- ② 建築物の解体時等に当該特定建築材料の除去を考慮しなくて済む。
- ③ 処理後は、建築物使用及び利用者等のアクセスに対して配慮しなくてよい。

(2) 短所

- ① 環境保全、労働安全衛生上の管理が他工法に比べ厳密に求められる。
- ② 廃石綿等の処理が必要となる。
- ③ 一般的に、他工法に比べ工事費は高価である。
- ④ 一般的に、他工法に比べ工事期間が長い。
- ⑤ 除去した後に設置する代替材料の検討が必要となる。

2 封じ込め工法

既存の特定建築材料をそのまま残し、吹付け層への薬液の含浸もしくは造膜材の散布等を施すことにより、吹付け層の表層部又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して、粉じんが使用空間内へ飛散しないようにする工法である。この工法は、おもに、吹付け石綿、

石綿を含有する吹付けロックウール、金属折板屋根用石綿含有断熱材に対して適用される。

(1) 長所

- ① 除去工法に比較して、環境保全、労働安全衛生法上の管理が容易である。
- ② 一般的に、除去工法に比べ工事費が安価である。
- ③ 一般的に、除去工法に比べ工事期間は短い。

(2) 短所

- ① 処理後も特定建築材料が残る。
- ② 特定建築材料の劣化、損傷の程度が大きい場合は実施が困難である。
- ③ 下地との接着性が全面的に不良な場合は実施が困難である。
- ④ 処理後の維持保全に留意する必要がある。
- ⑤ 建築物解体時等に、特定建築材料の除去が必要である。
- ⑥ 処理後も建築物の使用、利用者等のアクセスに対する配慮が必要となる。
- ⑦ 使用部位に応じて、粉じん飛散防止剤（石綿飛散防止剤を含む。）の防耐火等の検討が必要となる。

3 囲い込み工法

既存の特定建築材料はそのまま残し、これらが使用空間に露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって完全に密閉し、粉じんの飛散防止、損傷防止等を図る工法である。石綿含有吹付け材、及び保温材等に対して適用可能である。

(1) 長所

- ① 除去工法に比較して、環境保全、労働安全衛生法上の管理が容易である。

(2) 短所

- ① 処理後も特定建築材料が残る。
- ② 室内、天井高等が減少する場合が多い。
- ③ 処理後の維持保全に留意する必要がある。
- ④ 建築物解体時等に、特定建築材料の除去が必要である。
- ⑤ 使用部位に応じて、囲い込み材料の防耐火等の検討が必要となる。
- ⑥ 場合により他の内装等に手を入れる必要が生じる。
- ⑦ 囲い込み材の貫通するダクト、配管等の周辺処理に留意する必要がある。
- ⑧ 処理工事に際して、あらかじめ飛散防止剤による処理が必要な場合がある。
- ⑨ 定期的な点検が必要であり点検用の開口が必要となる。

出典：「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（2014年6月、環境省水・大気環境局大気環境課）、
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（2021年3月、
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）

【参考10】関係法令等（関係分抜粋）

石綿障害予防規則

第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成26年3月31日 技術上の指針公示第21号、令和6年1月31日技術上の指針公示第25号）

3 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項

3-1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置

- (1) 事業者は、その労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について、吹付け材、保温材、耐火被覆材等が封じ込め又は囲い込みがされていない状態である場合は、石綿等の使用の有無を調査することが望ましいこと。
- (2) 事業者はその労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について、建築物貸与者は当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等について、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が封じ込め又は囲い込みがされていない状態である場合は、損傷、劣化等の状況について、定期的に目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検することが望ましいこと。

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について（平成26年4月23日付け基発0423第7号）

第4 細部事項

4 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等の業務における留意事項（改正指針の3）について

新技術指針の3-1中の「目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検する」とは、目視により石綿含有建材の劣化状況の確認すること、又はJIS K 3850-1「空気中の繊維状粒子測定方法」*等により、総繊維数濃度又は石綿の濃度が、建築物屋外の濃度と同程度であることを確認することをいうこと。

* J I S K 3 8 5 0 - 1 : 2 0 0 6（空気中の繊維状粒子測定方法—第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法）

【参考 11】石綿に係る規制等変遷

年	出来事
昭和 50 年	石綿等の吹付け作業の禁止とし、規制対象は石綿含有率 5% を超えるもの（特定化学物質等障害予防規則改正）
昭和 63 年	クロシドライト（青石綿）の輸入禁止（業界自主規制）
平成元年	特定粉じん（石綿）の製造施設の届出、敷地境界での測定を義務化及び規制基準（10 本/L）の設定（大気汚染防止法改正）
平成 6 年	アモサイト（茶石綿）の輸入中止（業界自主規制）
平成 7 年	アモサイト（茶石綿）とクロシドライト（青石綿）の製造、輸入、使用等の禁止（労働安全衛生法施行令改正）
	規制対象が石綿含有率 1% を超えるものに変更（特定化学物質等障害予防規則改正）
平成 8 年	吹付けアスベストを使用する建築物の解体等の作業に伴う石綿による大気汚染を防止するため作業基準の設定、事前届出等を規定（大気汚染防止法改正）
平成 15 年	クリソタイル（白石綿）を含む建材、摩擦材等の石綿含有製品の製造、輸入、使用等の禁止（労働安全衛生法施行令改正）
平成 17 年	規制対象の特定建築材料に、煙突用断熱材や配管保温材等も追加。規模要件の撤廃（大気汚染防止法改正）
	石綿障害予防規則の制定
平成 18 年	一部の製品を除いて石綿等の製造等の全面禁止となり、規制対象は石綿含有率 0.1% を超えるものに変更。また、分析対象のアスベストは 6 種類に（労働安全衛生法施行令改正等）
	封じ込めや囲い込みの作業についても除去作業に準じた措置を取るなど石綿ばく露防止対策の充実（石綿障害予防規則改正）
	規制対象の建築物に工作物も追加（大気汚染防止法改正）
平成 20 年	事前調査結果の掲示義務付け（石綿障害予防規則改正）
平成 24 年	石綿等の製造等の禁止が猶予されている製品について、非石綿製品への代替化が全て可能となったため全面禁止（労働安全衛生法改正）
平成 25 年	解体等作業を行う際の届出義務者を元請け業者から発注者へ変更し、事前調査及び発注者への調査結果の説明義務化（大気汚染防止法改正）
平成 26 年	事業者に対し、石綿等が使用されている保温材等が損傷等により石綿等の粉じんを発散させ、労働者がばく露するおそれがある際の措置の義務づけ（石綿障害予防規則改正）
平成 29 年	吹付け工法により施工された石綿含有仕上塗材について、除去等の工事を行う際には「吹付け石綿」と同等の飛散防止措置の義務付け（環境省通知）
令和 2 年	建築物等の解体等工事で全ての石綿含有建材を規制、事前調査結果の報告義務付け等（大気汚染防止法改正）
	建築物等の解体等工事前の調査方法の明確化、事前調査結果の報告義務付け等（石綿障害予防規則改正）

札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領 新旧対照表

旧（現行）	新（改正案）	備考（改定事項等）
<p>1、2 (1) ～ (6) 省略</p> <p>2 (7) 繊維数濃度 大気中又は室内環境における繊維数濃度の定義については、次のア及びイのとおりとする。</p> <p>ア 総繊維数濃度 「アスベストモニタリングマニュアル」(第4.1版)(平成29年7月環境省水・大気環境局大気環境課)に記載された位相差顕微鏡法により測定された総繊維数濃度のことをいう。</p> <p>イ 石綿繊維数濃度 「アスベストモニタリングマニュアル」(第4.1版)(平成29年7月環境省水・大気環境局大気環境課)に記載された電子顕微鏡法又は環境管理担当部長が適当と認める方法により測定された石綿繊維数濃度のことをいう。</p>	<p>1、2 (1) ～ (6) 省略</p> <p>2 (7) 繊維数濃度 大気中又は室内環境における繊維数濃度の定義については、次のア及びイのとおりとする。</p> <p>ア 総繊維数濃度 「アスベストモニタリングマニュアル」(第4.2版)(令和4年3月環境省水・大気環境局大気環境課)に記載された位相差顕微鏡法により測定された総繊維数濃度のことをいう。</p> <p>イ 石綿繊維数濃度 「アスベストモニタリングマニュアル」(第4.2版)(令和4年3月環境省水・大気環境局大気環境課)に記載された電子顕微鏡法又は環境管理担当部長が適当と認める方法により測定された石綿繊維数濃度のことをいう。</p> <p>2 (8) ～ (9)、3～5 省略</p>	<p>最新版の情報に更新</p> <p>最新版の情報に更新</p>
<p>2 (8) ～ (9)、3～5 省略 (新設)</p>	<p><u>6 未把握建材（アスベスト管理台帳に未登録の建材）を発見した場合</u> <u>建材の点検等</u>に際し、<u>石綿が含有している、又は含有が疑われる吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用ライナー材を発見した場合</u>には、<u>速やかに環境局環境対策課(211-2882)まで連絡すること。</u></p>	<p>慣例的に執られていた運用を明文化</p>

<p>(新設)</p> <p>6 点検結果の記録、保存及び報告</p>	<p><u>環境対策課は、状況に応じて、必要な対応を協議、案内する。</u></p> <p><u>なお、状況把握のため、写真や建築図面等の提供を求めることがあるので、可能な範囲で、石綿ばく露や飛散に注意しながらの写真撮影や、建築図面の精査等を行っておくことが望ましい。</u></p> <p><u>※祝祭日及び夜間で、環境対策課に直接電話が繋がらない場合には、総務局行政部総務課防災センター(011-211-3282)まで連絡すること(大気汚染、粉じんに係る案件として、環境対策課大気騒音係長につなぐようお申し出ください)。</u></p> <p>7 <u>みなし建材(未分析の建材)の取り扱い</u></p> <p><u>吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用ライナー材は、分析等により石綿の不含有が確認されていない場合は、石綿を含むものと「みなし」で取り扱う(みなし建材)。</u></p> <p>8 <u>石綿含有建材の登録、点検及び分析・調査結果の記録、保存及び報告</u></p> <p>(1) <u>石綿含有建材のアスベスト管理台帳への登録</u></p> <p><u>未把握建材(石綿含有が疑われるみなし建材を含む)を新たに発見した場合は、アスベスト管理台帳に登録すること。</u></p> <p><u>なお、登録作業は下記(2)とともに例年4月中のみ入力ができる。</u></p>	<p>慣例的に執られていた運用を明文化</p> <p>条項整理及び(1)の新設に伴う標題修正</p> <p>不含有情報も含め、石綿含有が疑われる建材の情報を登録し、各部局内で情報共有・継承できる体制の支援のための規定として新設</p>
-------------------------------------	--	---

<p><u>(1) 記録</u></p> <p>施設の管理者は、点検結果について、アスベスト管理台帳システムに入力することにより記録する。なお、アスベスト管理台帳システムへの入力等の方法については、「アスベスト管理台帳システムの利用上の注意点」(別添6)に従うものとする。また、アスベスト管理台帳システムで出力可能な帳票様式及び記載例は別添7のとおり。</p> <p><u>(2) 保存</u></p> <p>施設の管理者は、対象とする石綿含有建材を除去し、また解体した後も、<u>(1)</u>の記録について40年間保管すること。</p> <p><u>(3) 報告</u></p> <p>施設の管理者は、<u>(1)</u>でのアスベスト管理台帳システムへの入力状況を各局区庶務担当課に報告する。各局区庶務担当課は局区内のアスベスト管理台帳システムへの入力状況の取りまとめを行い、毎年4月末日までに環境局環境対策課に各局区が所管する全ての点検対象施設の入力が完了したことを報告する。なお、報告する点検結果については、前年度に点検した結果とする。</p>	<p><u>(2) 記録</u></p> <p>施設の管理者は、<u>点検結果及び定性分析や専門家による調査結果</u>(以下「定性分析等」という。)について、アスベスト管理台帳システムに入力することにより記録する。<u>定性分析等の結果については、非含有であっても記録する。</u>なお、アスベスト管理台帳システムへの入力等の方法については、「アスベスト管理台帳システムの利用上の注意点」(別添6)に従うものとする。また、アスベスト管理台帳システムで出力可能な帳票様式及び記載例は別添7のとおり。</p> <p><u>(3) 保存</u></p> <p>施設の管理者は、対象とする石綿含有建材を除去し、また解体した後も、<u>(1)及び(2)</u>の記録について40年間保管すること。</p> <p><u>(4) 報告</u></p> <p>施設の管理者は、<u>(1)及び(2)</u>でのアスベスト管理台帳システムへの入力状況を各局区庶務担当課に報告する。各局区庶務担当課は局区内のアスベスト管理台帳システムへの入力状況の取りまとめを行い、毎年4月末日までに環境局環境対策課に各局区が所管する全ての点検対象施設の入力が完了したことを報告する。なお、報告する点検結果については、前年度に点検した結果とする。</p>	<p>条項整理 情報の散逸防止のため、非含有の情報も含めた分析等の結果を記録するよう改正</p> <p>条項整理 (1)の新設に伴い追記</p> <p>条項整理 (1)の新設に伴い追記</p>
---	--	--

<p><u>7</u> 結果の取りまとめ 本文略</p> <p><u>8</u> 備考等 本文略</p> <p><u>9</u> 参考資料</p> <p><u>10</u> 問い合わせ先 本文略</p> <p><u>11</u> 添付資料 (別添1～7まで省略) 別添8) 参考資料</p>	<p><u>9</u> 結果の取りまとめ 本文略</p> <p><u>10</u> 備考等 本文略</p> <p>(削除)</p> <p><u>11</u> 問い合わせ先 本文略</p> <p><u>12</u> 添付資料 (別添1～7まで省略) 別添8) 参考資料</p> <p><u>参考1) 市有施設における保温材、耐火被覆材、断熱材の使用箇所例</u></p> <p><u>参考2) 各省庁所管施設一覧</u></p> <p><u>参考3) 調査を適切に実施するために必要な知識を有する者</u></p> <p><u>参考4) 建材の種類による確認</u></p> <p><u>参考5) 石綿含有建材の製造時期による確認</u></p> <p><u>参考6) 分析調査を適切に実施するために必要な知識及び技能有する者</u></p> <p><u>参考7) 石綿含有確認のための定性分析</u></p> <p><u>参考8) 室内環境濃度の測定</u></p>	<p>条項整理</p> <p>条項整理</p> <p>下記 12 に詳細記載の上 削除</p> <p>条項整理</p> <p>条項整理</p> <p>旧「9 参考資料」削除 に合わせ、内容の目次と して一覧を追加</p>
---	---	--

<p>別添 1～2 省略</p> <p>別添 3 損傷、劣化状態の確認方法等について</p> <p>1 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 点検に際しての注意事項等</p> <p>ア 目視点検を行う際は、原則呼吸用保護具及び作業衣を着用することとし、吹付け材や屋根用折板断熱材には決して触れないこと。呼吸用保護具は粒子捕集効率 95.0%以上とする。</p> <p>イ、ウ 省略</p> <p>2 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 点検に際しての注意事項等</p> <p>ア 目視点検を行う際は、原則呼吸用保護具及び作業衣を着用することとし、石綿を含有する保温材及び耐火被覆材には触れないこと。呼吸用保護具は粒子捕集効率 95.0%以上とする。</p>	<p><u>参考 9) 工法</u></p> <p><u>参考 10) 関係法令等 (関係分抜粋)</u></p> <p><u>参考 11) 石綿に係る規制等変遷</u></p> <p>別添 1～2 省略</p> <p>別添 3 損傷、劣化状態の確認方法等について</p> <p>1 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 点検に際しての注意事項等</p> <p>ア 目視点検を行う際は、原則呼吸用保護具及び作業衣を着用することとし、吹付け材や屋根用折板断熱材には決して触れないこと。呼吸用保護具は粒子捕集効率 95.0%以上とする。<u>なお、吹付け材等の剥落等により石綿が多量に飛散しているおそれがある場合には、粒子捕集効率 99.9%以上とすること。</u></p> <p>イ、ウ 省略</p> <p>2 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 点検に際しての注意事項等</p> <p>ア 目視点検を行う際は、原則呼吸用保護具及び作業衣を着用することとし、石綿を含有する保温材及び耐火被覆材には触れないこと。呼吸用保護具は粒子捕集効率 95.0%以上とする。<u>なお、保温材等の著しい劣化等により石綿が多量に飛散しているおそれがある場合には、粒</u></p>	<p>労働基準監督署の助言を基に、アスベスト飛散リスクに応じたマスクの使い分けを追記</p> <p>労働基準監督署の助言を基に、アスベスト飛散リ</p>
--	---	--

<p>イ、ウ 省略</p> <p>3 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>(1) 囲い込みをしていない煙突</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 点検に際する注意事項等</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>(ウ) 点検を行う際は、点検を行う者がばく露しないよう、呼吸用保護具及び保護衣（作業衣）を着用させることとし、また、定性分析による試料採取等を除き、周囲に石綿を飛散させることのないよう、断熱材には一切触れないよう指示すること。呼吸用保護具は粒子捕集効率 95.0%以上とする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>別添 4 石綿含有確認のための定性分析について</p> <p>1 分析方法について</p> <p>「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（2021年3月、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「<u>アスベスト分析マニュアル</u>」（1.20版）（平成30年3月、厚生労働省）に記載された方法に準拠して試料採取を行い、JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2 に基づ</p>	<p><u>子捕集効率 99.9%以上とすること。</u></p> <p>イ、ウ 省略</p> <p>3 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>(1) 囲い込みをしていない煙突</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 点検に際する注意事項等</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>(ウ) 点検を行う際は、点検を行う者がばく露しないよう、呼吸用保護具及び保護衣（作業衣）を着用させることとし、また、定性分析による試料採取等を除き、周囲に石綿を飛散させることのないよう、断熱材には一切触れないよう指示すること。呼吸用保護具は粒子捕集効率 95.0%以上とする。<u>なお、断熱材の剥落等により石綿が多量に飛散しているおそれがある場合には、粒子捕集効率 99.9%以上とすること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>別添 4 石綿含有確認のための定性分析について</p> <p>1 分析方法について</p> <p>「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（2024年2月改正、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「<u>石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル</u>」（第2版）（令和4年3月、厚生労働省）に記載された方法に準拠して行う。</p>	<p>スクに応じたマスクの使い分けを追記</p> <p>労働基準監督署の助言を基に、アスベスト飛散リスクに応じたマスクの使い分けを追記</p> <p>最新版の情報に更新</p> <p>最新版の情報に更新</p> <p>定性分析手法もマニユア</p>
--	---	--

<p><u>き定性分析を行う。</u></p> <p>2、3 省略</p> <p>別添5 石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気濃度測定について</p> <p>1 測定方法について 大気濃度測定は、「アスベストモニタリングマニュアル」(第4.1版)(平成29年7月環境省水・大気環境局大気環境課)に記載された方法に準拠して行う。</p> <p>2～6 省略</p> <p>別添6、7 省略</p> <p>別添8 参考資料 参考1、2 省略</p> <p>参考3 調査を適切に実施するために必要な知識を有する者 石綿障害予防規則において、建築物等の事前調査(書面による調査及び目視による調査)については、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないとされた。<u>本規定は令和5年10月1日から施行される予定であるが、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」(令和2年8月4日付け基発0804第8号)において、本規定の施行前であっても、事前調査は必要な知識を有する者に行わせることが望ましいこととされているため、これに</u></p>	<p>2、3 省略</p> <p>別添5 石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気濃度測定について</p> <p>1 測定方法について 大気濃度測定は、「アスベストモニタリングマニュアル」(第4.2版)(令和4年3月環境省水・大気環境局大気環境課)に記載された方法に準拠して行う。</p> <p>2～6 省略</p> <p>別添6、7 省略</p> <p>別添8 参考資料 参考1、2 省略</p> <p>参考3 調査を適切に実施するために必要な知識を有する者 石綿障害予防規則において、建築物等の事前調査(書面による調査及び目視による調査)については、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないとされた。 <u>(一部削除)</u></p> <p>これに準じて煙突用断熱材の点検については、1～2の者が</p>	<p>ルに準拠するよう改正</p> <p>最新版の情報に更新</p> <p>規定施行済みのため削除</p>
---	--	---

<p>準じて煙突用断熱材の点検については、1～2の者がいる調査機関に依頼するものとする。</p> <p>なお、大気汚染防止法においても、事前調査について、石綿障害予防規則と同様に、調査を適切に行うために必要な知識を有する者に行わせることとされ、<u>令和5年10月1日から施行される予定である。</u></p> <p>1、2 省略</p> <p>参考4、5 省略</p> <p>参考6 分析調査を適切に実施するために必要な知識及び技能を有する者</p> <p>石綿障害予防規則において、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に行わせなければならないとされた。<u>本規定は令和5年10月1日から施行される予定であるが、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」(令和2年8月4日付け基発 0804 第8号)において、本規定の施行前であっても、分析調査は必要な知識及び技能を有する者に行わせることが望ましいこととされているため、これに準じて1～5のいずれかの者がいる分析機関に依頼することが望ましいとした。</u></p> <p>1～5 省略</p> <p>参考7 石綿含有確認のための定性分析</p> <p>石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使</p>	<p>いる調査機関に依頼するものとする。</p> <p>なお、大気汚染防止法においても、事前調査について、石綿障害予防規則と同様に、調査を適切に行うために必要な知識を有する者に行わせることと<u>定められている。</u></p> <p>1、2 省略</p> <p>参考4、5 省略</p> <p>参考6 分析調査を適切に実施するために必要な知識及び技能を有する者</p> <p>石綿障害予防規則において、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に行わせなければならないとされた。</p> <p><u>(一部削除)</u></p> <p>これに準じて1～5のいずれかの者がいる分析機関に依頼することが望ましいとした。</p> <p>1～5 省略</p> <p>参考7 石綿含有確認のための定性分析</p> <p>石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使</p>	<p>規定施行済みのため削除</p> <p>規定施行済みのため削除</p>
---	---	---------------------------------------

<p>用の有無の分析方法については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(2021年3月、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)及び「アスベスト分析マニュアル(1.20版)」(2018年3月、厚生労働省)において記載されている。</p> <p>1 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html</p> <p>2 <u>アスベスト分析マニュアル(1.20版)</u> https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki_junkyokuanzenseiseibu/0000201487.pdf</p> <p>参考8 室内環境濃度の測定</p> <p>「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について(通知)」(昭和63年2月1日環大規第26号、衛企第9号)において、「建築物内のアスベスト濃度測定については、環境大気のアスベストモニタリングマニュアルを参考にする。」とされている。アスベストモニタリングマニュアルの最新版については、下記サイトで確認することができる。</p> <p>http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu.html</p> <p>また、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(2021年3月、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気</p>	<p>用の有無の分析方法については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(2024年2月改正、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)及び「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」(第2版)(令和4年3月、厚生労働省)において記載されている。</p> <p>1 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html</p> <p>2 <u>「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」(第2版)</u> https://www.mhlw.go.jp/content/000919437.pdf</p> <p>参考8 室内環境濃度の測定</p> <p>「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について(通知)」(昭和63年2月1日環大規第26号、衛企第9号)において、「建築物内のアスベスト濃度測定については、環境大気のアスベストモニタリングマニュアルを参考にする。」とされている。アスベストモニタリングマニュアルの最新版については、下記サイトで確認することができる。</p> <p>http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu.html</p> <p>また、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(2024年2月改正、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・</p>	<p>最新版の情報に更新 最新版の情報に更新</p> <p>最新版の情報に更新</p> <p>最新版の情報に更新</p>
--	---	---

<p>環境局大気環境課)においては、室内環境等低濃度レベルにおける測定を対象とした、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(平成30年9月、(一財)日本建築センター)の測定方法に対する記載があり、その主な条件は次のとおりとなっている。「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」については、下記サイトで確認することができる。</p> <p>https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html</p> <p>参考9 省略</p> <p>参考10 関係法令等(関係分抜粋) 石綿障害予防規則 第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた<u>保温材、耐火被覆材</u>等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。</p> <p>建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成26年3月31日 技術上の指針公示第21号、<u>令和2年9月8日改正 技術上の指針告示第22</u></p>	<p>大気環境局大気環境課)においては、室内環境等低濃度レベルにおける測定を対象とした、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(平成30年9月、(一財)日本建築センター)の測定方法に対する記載があり、その主な条件は次のとおりとなっている。「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」については、下記サイトで確認することができる。</p> <p>https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html</p> <p>参考9 省略</p> <p>参考10 関係法令等(関係分抜粋) 石綿障害予防規則 第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。</p> <p>建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成26年3月31日 技術上の指針公示第21号、<u>令和6年1月31日技術上の指針公示 第25号</u>)</p>	<p>改正を反映</p> <p>改正を反映</p> <p>改正を反映</p>
---	---	--

<p>号)</p> <p>3 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項</p> <p>3-1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置</p> <p><u>石綿則第 10 条第 1 項又は第 4 項に規定する労働者を就業させる建築物等に係る措置については、事業者は、その労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について、建築物貸与者は当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等について、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等の損傷、劣化等の状況について、定期的を目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検すること。</u></p> <p>建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について（平成 26 年 4 月 23 日付け基発 0423 第 7 号）</p> <p>第 4 細部事項 省略</p> <p><u>建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防</u></p>	<p>3 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項</p> <p>3-1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置</p> <p><u>(1) 事業者は、その労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について、吹き付け材、保温材、耐火被覆材等が封じ込め又は囲い込みがされていない状態である場合は、石綿等の使用の有無を調査することが望ましいこと。</u></p> <p><u>(2) 事業者はその労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について、建築物貸与者は当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等について、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が封じ込め又は囲い込みがされていない状態である場合は、損傷、劣化等の状況について、定期的を目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検することが望ましいこと。</u></p> <p>建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について（平成 26 年 4 月 23 日付け基発 0423 第 7 号）</p> <p>第 4 細部事項 省略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>改正を反映</p> <p>上段で改正を反映し、内容が重複するため削除</p>
--	--	---

止に関する技術上の指針の改正について（令和2年10月6日
付け基発1006第2号）

5 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置（新技術指針
3-1（1））

労働者を常時就業させる場所において、吹付け材又は保温材、
耐火被覆材等が封じ込め又は囲い込みがされていない状態
あるときは、当該吹付け材等に石綿等が含まれている場合に、
当該吹付け材等の損傷、劣化等によって石綿等の粉じん
に労働者がばく露するおそれがあるため、石綿等の使用の有無を調査
することが望ましい旨を新たに規定したこと。

参考11 省略

参考11 省略